

\*\*\*\*\* 日本バイオフィードバック学会会則 \*\*\*\*\*

第1章 総則

第1条：本会は、日本バイオフィードバック学会（Japanese Society of Biofeedback Research）と称する。略称をJSBRとする。

第2条：本会の事務局は、別の施行細則に定めるところとする。

第2章 目的および事業

第3条：本会は、医学、工学、心理学および保健、医療、看護系統の諸分野におけるバイオフィードバック並びに関連諸領域の研究に携わる者の情報交換と討議および技術向上の場であり、会員相互の知識増進を計ることを目的とする。

第4条：本会は、次の事業を行う。

- ① 学術総会の開催（年1回）
- ② 研究会、講演会、講習会などの随時開催
- ③ 機関誌、テキストなどの刊行
- ④ その他、本会の目的達成のために必要な事業

第3章 組織および運営

第5条：本会は次の四種の会員区分よりなる。

- ① 正会員 短期大学卒業以上、またはそれと同等の経歴を有する者で本会の趣旨に賛同する者
- ② 学生会員 大学院、大学、短期大学、専門学校等に在籍し本会の趣旨に賛同する者
- ③ 賛助会員 本学会の主旨に賛同し、財政的援助を申し出た者
- ④ 名誉会員 理事会により推薦され、会員総会の承認を得た者

第6条：正会員、学生会員、賛助会員の入会は、理事会の承認を得なければならない。また、会員区分の変更は、理事会の議を経て行うことができる。

第7条：本会は、次の各役員を設ける。

- ① 理事 25名。理事は別に定める選挙規定により選出され、庶務、会計および各種の事業を分担処理する。
- ② 理事長 1名。理事会は互選により理事長を選出する。理事長は本学会を代表する。
- ③ 副理事長 3名まで。理事長は理事の中より副理事長を指名する。副理事長は理事長を補佐し、理事長の職務執行に支障のある場合はその責務を代行する。
- ④ 監事 3名。監事は理事と独立した役員として、別に定める選挙規定により選出され、会計を監査する。

第8条：事務局の設置

事務局には、事務局長1名および嘱託事務員若干名をおくことができる。

第4章 会員資格および権利・義務

第9条：正会員および名誉会員は、本会の開催する大会（学術総会）および機関誌において研究発表することができる。学生会員は、正会員と共同で大会および機関誌において研究発表することができる。会員は、名誉会員を除き、会費の納入により機関誌の配布などの会員権利を受ける。

第10条：本会の名誉を著しく傷つけるなど倫理綱領に背く行為のあった者は、倫理委員会の発議により理事会の承認を得て除名される。

第11条：会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- ① 当該会員が死亡、又は失踪宣告を受けたとき。
- ② 退会したとき。
- ③ 除名されたとき。
- ④ 会費の納入が継続して3年以上されなかったとき。

第5章 会費および会計

第12条：本会の経費は、入会金と年会費、賛助会費などによる。

第13条：正会員、学生会員は、入会に際し所定の入会金を納入する。

第14条：正会員、学生会員、賛助会員は、所定の会費を納入する。

第15条：本会の決算は、会員総会の承認を受けなければならない。

## 第6章 会則の変更

第16条：会則の変更は正会員3名以上の賛成を経て提出された動議にもとづき、会員総会で審議の結果、出席会員の三分の二以上の賛成を得なければならない。

第17条：会則の施行にあたり施行細則（別項）を設ける。

施行細則の変更については会員総会において出席会員の半数以上の賛成を得なければならない。

（平成4年6月7日一部改正）

（平成14年6月15日一部改正）

（平成20年6月29日一部改正）

（平成21年6月28日一部改正）

（平成22年7月18日一部改正）

（令和2年8月6日一部改正）

（令和3年6月20日一部改正）